

女性労働通信

発行 女性労働問題研究会 NO.58 2019/11/27

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F

(事務局) 株式会社 毎日学術フォーラム

Tel 03-6267-4550 Fax 03-6267-4555

E-mail maf-ssww@mynavi.jp

<目次>

- ・代表あいさつ……………P1
- ・第34回女性労働セミナー
報告……………P2
- ・新体制役員紹介……………P3
- ・総会報告&議案……………P4
- ・セミナーアンケートから
……………P15
- ・会員の皆さまへお願い…P16

働く女性の「位置情報」を伝えるシンクタンクに

女性労働問題研究会代表あいさつ

竹信 三恵子



今期から当会の代表をお受けすることになりました。

お誘いを受けたとき、実は相当に戸惑い、ためらいました。3月に定年で大学を辞め、代表理事を引き受けてきた

NPO法人「アジア女性資料センター」もなんとか立て直して若手に引き継ぎ、やっと念願のジャーナリスト専業になれると喜んでいたので、また新しい責任か、と思ったからです。

しかも私は、当会の研究活動にはさほど熱心でなく、会費もしょっちゅう払い忘れてきたトンデモ会員です。そのため、いったん閉会まで提案されたいきさつ、組織系統もよく知らず、断れずにぼやぼやしているうちに話が決まってしまった、というのが実感です。

とはいえ、そんな私にも「引き受ける理由」はありました。

貧困化と、男性雇用の不安定化、自己責任主義の横行の中で、外で働かなければ生活できない女性は急増しています。一方、「働き方改革」で最大で単月100時間の残業が容認されるなど、「1日最大8時間労働」が必須の女性にとって、働きやすさはむしろ遠のいています。

にもかかわらず、「資源としての女性」へ向けた、目くらましのような「女性活躍」キャンペーンが横行し、働く女性たちは、自分に何が起きているのか一段とわかりにくくなっています。そんな女性たちに正確な位置情報を伝える「女性労働シンクタンク」として、当会を位置づけられないだろうかという思いがあったのです。

ただ同時に、過酷化する女性労働の中で、当会の活動を続けることに困難を抱える会員は少なくありません。ニーズは高まっているのに担える人は細る、という矛盾した状態で、目的が達成できるのか。

正直に言って自信はありません。それでも、会員みなさんとできることをひとつひとつ乗り越えていけば、そこに、何かが生まれるような気がしています。

「徒労とも思えることを積み重ねていく先に真の希望が見えてくる」(NHKドラマ「赤ひげ」から)。その言葉をかみしめつつ、みなさんと一緒に「希望」を見たいです。ご協力、よろしくお願ひします。

会員名簿作成のための アンケートのお願い

女性労働問題研究会の会員名簿は2012年に発行した以降、作成しておりません。

9月15日の総会で会員名簿を作成することが承認されました。

同封の用紙にご記入の上

2019年12月25日(水)までに同封の封筒にて、お送りくださいますようお願いいたします。

また、返信用切手84円はご負担ください。

第34回 女性労働セミナー報告

鷺谷 徹

今年度の女性労働セミナーは9月15日、東洋大学白山キャンパスで83人（会員54人、非会員29人）の参加者を得て開催された。テーマは「女性の労働時間と「働き方改革」」、「働き方改革関連法」成立後の「働き方改革」の中でも、とくに労働時間の現状と課題、展望の解明を課題とした。

講演1は中野麻美氏（会員）による「国家戦略としての働き方改革と女性労働」。人間と労働を道具としてしか見ないアベノミクスの下での「働き方改革」の内容は「生かさず殺さず」の水準を労働時間の上限としたものにすぎない。私たちは、社会的活動への参加や家庭責任を果たすことができる6時間労働や週30時間労働といった展望を打ち出す必要がある。

講演2は竹信三恵子氏（会員）の「企業ファースト化する日本と女性の労働時間」。女性の過労死・過労自殺の事例をみると、そこには男性型の無際限労働に合わせることを平等といった誤りと女性差別が底流に併存している。「働き方改革」は、むしろ女性の過労死を促進するものである。以上の総論的な2つの講演に引き続き、現場からの報告が4行われた。

第1報告は山本乃里子氏の「女性教職員の実態からみる教職員の長時間労働」。文科省のいう「業務改善」では長時間労働は解消され得ず、また「1年単位の変形労働時間制」導入は育児や介護等を担う教職員の負担増となる。教職員の増員こそが求められている。



第2報告は飯島裕子氏（会員）による「女性と副業」。「働き方改革実行計画」ではキャリア形成のための「副業・兼業の普及・促進」が唱われているが、現実には女性が副業をする理由は本業だけでは生活できないからであり、社会保険や非正規格差の是正こそが必要である。

第3報告は杉本高氏による「会計年度任用職員制度の問題点と課題」。「会計年度任用職員」制度は2020年度に新設されるが、有期雇用である故に、雇用面での不安定性は除去されず、非正規化、業務の民間委託化という流れを止めることはできない。

第4報告は柚木康子氏（会員）による「女性の権利を国際基準に！解決の道としての国連女性差別撤廃条約・選択議定書」。選択議定書批准によって個人通報制度等の行使が可能になり、個人はCEDAWに直接通報し、救済を申し立てる等、権利拡大の道が切り拓かれる。

以上の講演、報告をふまえて、真の働き方の改革を求め、問題解決の具体的な方法、政策展開を志向する充実した議論が行われた。

会費納入のお願い

10月に2019年度の会費納入の振替用紙をお送りしたところです。

現在、約半数の方から納入されています。

まだ、納入されていない方は、納入をお願いします。

年間 8,000円

（非正規雇用者、学生 5,000円）

ゆうちょ振替口座番号

00110-0-900865

女性労働問題研究会

新体制の常任委員会役員になりました。皆さまのご協力をお願いします。

副代表(企画編集担当)

伊藤 セツ

石田前代表から、当会の継続の危機について相談があつてから2年。当会何度目かの改革に関わって、結局共同副代表を務めることになりました。任意の研究団体の継続は、いわゆる「学会」も含めて常に困難を伴い、役員の時間と労力を多大に奪うものです。

今年創立70年の当会は、特に、現在のような情勢においてこそ必要との思いで、新しい代表を迎え、私自身にも新たな挑戦でもありますので皆様のご協力をお願い致します。

副代表補佐(企画編集担当)

池田 資子

企画編集担当補佐になりました。「責任」の重さに潰れそうです。私は、頼まれば断れない弱い人間です。人と話すことは得意ではなく、まして誰かに何かを頼むことなど、出来る性分ではありません。

あーそれなのに…セミナーの講師をお願いし、早く原稿を提出してくださいとメールを出す日々。今は、2020年3月に『女性労働問題研究』第64号を発行することだけ考えています。皆さまの協力が必要です。よろしくお願いします。

副代表(総務財政担当)

小島八重子

女性労働問題研究会が1950年に誕生！なんと私の生まれた年です。何か因縁のような感じがします。女性部活動に没頭していたとき、研究者と労働者が肩を並べ、女性労働問題を研究し、運動に結びつけ、女性が働きやすい環境や仕組みを作っていくという他にはない会に魅力を感じ入会して早40年余。

今まで培ってきた経験が会の運営に少しでもお役に立てばと、総務財政担当副代表を引き受けることにしました。よろしくお願いします。

副代表補佐(総務財政担当)

佐久間由美子

久しぶりに役員を仰せつかった佐久間です。

現役時代は、女性労働問題研究会を通して、世界の運動や国際的な活動などに視野を広げ、労働組合運動にも生かすことができました。私にとって研究会は行く手を照らす光でした。今、格差と貧困の拡大、「働き方改革」など困難な状況だからこそ、研究会の光を絶やすことなく続けていきたいと願い、この2年間、準備会に参加してきました。引き続き微力ではありますが、研究会のためにできることをさせていただきますので、よろしくお願いします。

役員 & 担当

代表：竹信三恵子

副代表(企画編集担当)：伊藤セツ、副代表(企画編集担当)補佐：池田資子

副代表(総務財政担当)：小島八重子、副代表(総務財政担当)補佐：佐久間由美子

企画編集委員：首藤若菜、鷺谷徹

企画編集補助スタッフ：小林三津子、鈴木敏子、本間重子、橋本宏子

総務財政委員：渡井裕子

総務財政補助スタッフ：佐伯芳子、本山文子

会計監査：木村敦子 鬼丸朋子

日本学術会議社会政策関連学会協議会 担当 金井郁

2019年度女性労働問題研究会総会開催

2019年9月15日、東洋大学において、第34回女性労働セミナー終了後に女性労働問題研究会総会を開催しました。約45人が参加しました。

総会は、北口明代さんを議長に選出。2018年度活動報告を企画運営委員の村尾運

営委員長、会計報告を石田代表が提案。会計監査報告を本山会計監査が報告。2019年度の活動方針及び予算案を企画運営委員会（新体制準備会）の小島が提案しました。

議案については、すべて承認されました。議案については次のとおりです。

2019年度総会議案（目次）

1. 会員の現勢と構成	P 4
2. 2018年度活動報告	P 5
3. 2019年度(2019年9月～2020年8月)活動方針	P 8
4. 2019年度役員及び会計監査	P 9
5. 会誌の在庫状況(2019年9月10日現在)	P10
6. 2018年度会計監査報告	P10
7. 2018年度決算報告	P11
8. 2019年度一般会計予算	P12
【参考1】女性労働問題研究会規約	P13
【参考2】役員選挙規定	P14

1. 会員の現勢と構成

(1) 会員の現勢

2019年9月5日の会員数は187名（学協会サポートセンター登録）。

2018年9月以降の入会者は3名、退会者は6名である。

(2) 会員の構成

会員の構成は以下の通りである。

1. 会員の構成・性別

	%	人数
女	84%	157
男	16%	29
総計	100%	187

2. 会員の構成・職種別

	%	人数
研究職	53%	99
その他の職種	29%	54
不明	18%	34
総計	100%	187

3. 会員の構成・地域別

	%	人数
北海道	7%	13
東北	1%	2
関東	68%	128
甲信越	2%	3
中部	6%	11
関西	8%	15
四国	3%	5
中国	1%	2
九州	4%	7
総計	100%	187

4. 会員の構成・年齢階級別

	%	人数
20代	1%	1
30代	3%	6
40代	17%	32
50代	19%	35
60代	22%	41
70代	13%	25
80代	4%	8
不明	21%	39
総計	100%	187

2. 2018年度活動報告

I 運営状況

(1) 企画運営委員会

企画運営委員は16名からなり、今年度は4回の委員会を開催した（①2018年11月11日、②2019年1月13日、③5月19日、④8月18日）。例年より会議開催数が少ないのは、通常、次年度の準備は企画運営委員会で進めるところを、今年度は新体制準備会が企画運営委員会に代わって8回もの会議を開催し、9月からの準備を進めてくれたことによる。また、メーリングリストを活用しての委員会運営も委員の負担軽減に寄与した。『女性労働通信』は2回の発行にとどまった。

(2) 編集委員会

編集委員会は6名からなり、今年度は4回開催された（①2018年11月11日、②12月16日、③2019年1月13日、④2月11日）。①～④では、主に『女性労働研究』63号の編集作業を行った。64号の企画等の作業は、新体制準備会が行った。

(3) 運営委員会

運営委員会は6名からなり、今年度は4回委員会を開催した（①2018年11月11日、②2019年1月13日、③5月19日、④8月18日）。また、2019年3月21日には臨時総会を開催し、規約改正および選挙規定の改正、毎日学術フォーラムへの事務局業務委託について議案を提出し、原案通り承認された。

II 主な活動

(1) 研究会誌『女性労働研究』63号の発行と読者会の実施

すいれん舎からの4号目となる『女性労働研究』63号を発行した。さらに『女性労働研究』63号の特集2「2018年問題と女性労働」に掲載された記事をもとに、2019年5月26日13時30分から15時まで東洋大学白山キャンパスにて読者会を行った。渡辺照子さん（会員・元派遣労働者）には「派遣労働者から見た雇止め」について、また、澤田幸子さん（会員・神奈川労連・労働相談センター事務局長）には「労働相談からみる2018年問題と女性労働」について講演いただいた後、竹信三恵子さん（会員・ジャーナリスト・和光大学名誉教授）がコメントを行った。金井郁さん（会員・埼玉大学准教授）の司会のもと、フロアからも多くの質問や発言がなされた。また、会員外への会誌宣伝のため、各種メーリングリストへの投稿や企画運営委員個人のSNSを用いて『女性労働研究』63号発行の広報を行った。

(2) 女性労働セミナーと研究例会

第33回女性労働セミナーは、2018年9月9日に、昭和女子大学において「働く場のセクハラ：日本の「常識」=世界の非常識 —#MeTooの先をつくる—」というテーマで開催された。午前は橋本健二さん（会員・早稲田大学人間科学学術院教授）より「新しい階級社会と女性労働」の講演があり、昼食懇親会のシンポジウムでは、牟田和恵さん（大阪大学大学院人間科学研究科教授）から「働く場の権力構造とセクシュアル・ハラスメント —SHを不可視化させる日本の特性—」、申瑛榮さん（お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科准教授）から「性化された権力—#MeToo 運動が明らかにしたこと—」、高山直子さん（カウンセリング&サポートサービスN カウンセラー）から「セクハラ被害者が責められたり、自身を責めたりしない支援とは？運動とは？ —自分を責めるスパイラルに陥る被害者心理—」、井上久美枝さん（日本労働組合総連合会総合男女・雇用平等局長）から「仕事の世界におけるハラスメント～実効性ある法整備にむけて～」と題して、それぞれ報告していただいた。これらを受けて総括質疑ではフロアから多くの質問がなされ、充実した議論が行われた。

第28回女性労働セミナーから、会員交流を目的として昼食時に懇親会を行っている。夜の懇親会には参加できない方に便宜を図り、気軽に会話を楽しむための試みである。前回同様、昼食時懇親会では、参加者各人の近況や現在取り組んでいる課題等について一言ずつお話いただく時間を設

け、会員間の交流促進に努めている。

研究例会については、1回開催した。東洋大学白山キャンパスにて、3月21日に「春の研究例会」を開催した。講師の金井郁さん（会員・埼玉大学准教授）から「雇用と自営のあいだー生命保険産業における女性営業職の労働と生活」と題した報告があり、その後、活発な質疑応答が行われた。2018年度も、各種イベントへの会員外の参加を促すため、各種メーリングリストへの投稿や企画運営委員個人のSNSを用いて、女性労働セミナー、読者会の広報を行った。

(3) サブ研究会・地域の活動

1) 「女性労働年表サブ研」

2018年9月9日総会以降、サブ研は以下の通り10回開催した。

①年表の作成

『女性労働研究』63号掲載の年表（2017年8月～2018年7月）は2018年9月22日、最終確認を行い、9月30日に提出した。

同上、64号掲載予定の年表（2018年8月～2019年7月）は内容の検討。2019年7月25日、8月12日、9月12日。

②「女性労働2010年以降の年表作成でみえてきたもの」原稿作成。同上、64号掲載予定。

4つのテーマを検討した結果、職場のハラスメントに注目し、弁護士の取材を行いとりまとめた。2018年12月27日、2019年1月20日、3月9日、4月28日、5月19日、6月12日（取材）、9月12日。（池田資子）

2) 「北海道ジェンダー研」

①憲法カフェ3 テーマ『「政治」を変える。「女性」議員を増やす』

2018年11月9日、北海道立女性プラザ「女性プラザ祭2018 トークセッション」を開催。2つの報告（報告Ⅰ 相内眞子氏（北翔大学名誉教授）『女性と議会～女性の参加で政治は変わる』、報告Ⅱ 宮下裕美子氏（元月形町町会議員）『暮らしと議会～そこに代弁者はいるか』）の後、5つのグループに分かれ、カフェ形式で話し合い。トークセッションの報告は、北海学園大学開発研究所『開発論集 第103号』に掲載予定。

②隔月でメンバーの研究報告や読書会を開催（詳細略）

なお、2019年度も、11月6日に北海道立女性プラザ「女性プラザ祭2019 トークセッション」として憲法カフェ4を開催する。テーマと講師は以下の通り。

テーマ：『「働き方改革」と労働～若者と女性の視点から～』

報告Ⅰ 三山雅子氏（同志社大学教授）『働き方改革とジェンダー・日本的経営』

報告Ⅱ 佐賀正吾氏（さっぽろユニオン執行委員）『若者の実態～さっぽろ青年ユニオンの事例から～』

※問い合わせは北海道ジェンダー研究会 E-mail: h.genken@gmail.com（笹谷春美）

(4) 社会政策関連学会協議会他

2019年6月24日（土）14:00～17:00に社会政策関連学会協議会主催シンポジウム「シンポジウム「経験者が語る修士論文完成まで」」が開催された。会員の大学院生なども含めて参加した。司会・コーディネーターを金井郁会員がつとめた。

Ⅲ. 新体制準備会活動報告（2018年9月9日～2019年8月末）

1 準備会メンバー

池田資子・伊藤セツ・伊東弘子・小島八重子・伍淑子・佐伯芳子・佐久間由美子・鈴木敏子・竹信三恵子（第20回より参加）・橋本宏子・本間重子・本山文子・渡辺照子 13人（敬称略）

*企画運営委員会メンバー 池田資子・伊藤セツ・小島八重子・竹信三恵子 4人

2 準備会開催

第16回 2018年10月14日 出席者：8人 欠席者：4人

第17回 2018年12月16日 出席者：8人 欠席者：4人

第18回	2019年1月27日	出席者：6人	欠席者：6人
第19回	2019年3月2日	出席者：5人	欠席者：7人
第20回	2019年4月20日	出席者：8人	欠席者：5人
第21回	2019年5月26日	出席者：6人	欠席者：7人
第22回	2019年7月6日	出席者：6人	欠席者：7人
第23回	2019年8月4日	出席者：7人	欠席者：6人

*新体制準備会は第23回で終了した。総会までは必要に応じ、メール等で意見交換。

3 準備会での検討事項

(1) 規約改正について

2018年9月9日の総会に規約改正案及び選挙規定案が提案された。周知期間が必要とのことから新旧の対照表を作成し、「女性労働通信」通巻56号（2018年12月1日発行）に掲載。2019年3月21日の臨時総会にて承認された。

(2) 新体制における役員問題と役員選挙について

新体制準備会メンバーが積極的に役員に入ることと、新しい役員の掘り起こしを積極的に進めた結果、次の役員案を提示するに至った。

代表：竹信三恵子

副代表①：企画編集担当 伊藤セツ、同補佐 池田資子

委員：首藤若菜、鷺谷徹

スタッフ：小林三津子、鈴木敏子、本間重子、橋本宏子

副代表②：総務財政担当 小島八重子、同補佐 佐久間由美子

委員：渡井裕子

スタッフ：佐伯芳子、本山文子

*選挙にかけるのは、スタッフ以外の方

改正選挙規定に基づき、選挙管理委員を3人（委員長：伍淑子、委員：大谷葛代・渡辺泰子）を選び、6月に選挙管理委員会を発足。7月5日に告示し、7月6日に185通を発送し、7月26日を投票締め切り日とし、役員選挙を実施した。8月14日に選挙管理委員会を開催し、開票作業を行った（委員3人と準備会から2人の計5人の出席）。役員については、役員選挙規定第4条「信任は有効投票総数の過半数を要する」に基づき、全員信任された。

会計監査について

木村敦子・鬼丸朋子

(3) 第34回女性労働セミナーについて

2019年9月15日（日）東洋大学で実施が決まった。テーマを「女性の労働時間と『働き方改革』」とすることで合意した。テーマに基づき、できるだけ会員に講師及び報告者をお願いするようにした。

また、今回のセミナーの講師等謝金については、現代表からの依頼となるため、従来通りとし、新体制になってから、セミナーや読書会、研究会等における謝金の改定を行うこととした。

(4) 第64号『女性労働研究』（2020年3月発行予定）について

新体制準備会の企画編集担当で検討した。おおむねページ構成など63号と同等にした。2020年は会の発足70周年となるため、特別企画を設けた。また、できるだけ会員への執筆を増やす努力を行い、内容を決め、執筆依頼をした。

(5) 会計について

現会計担当と新体制準備会の総務財政担当と協力し、決算・予算(案)等の作成に当たった。企画運営委員会にはかり、決定した。

(6) 2019年度活動方針案の作成について

第23回の新体制準備会で討議し、(案)を作成し、8月17日の企画運営委員会にはかり、決定した。

(7) 他団体の企画への協力について

9月22日（日）に開催される「シンポジウム『女性』から考える非正規公務問題～会計年度任用職員制度・相談支援業務から女性の貧困まで～」(主催：「女性」から考える非正規公務問題シンポジウム実行委員会)への賛同団体及び賛同金(3000円)について8月17日企画運営委員会で承認された。

3. 2019年度(2019年9月～2020年8月)活動方針

1 はじめに

昨年2018年6月「働き方改革一括法案」が強行採択されて1年あまり、働き方をめぐる環境は、男女ともどもに、深刻さを増し、特に女性労働者をめぐる問題は、正規・非正規を問わず、職種を問わず、雇用労働か、自営かを問わず、あらゆる場面で問題が噴出している。頻発するさまざまなハラスメントの横行の中、去る5月29日、参議院本会議で「女性活躍推進法等改正法」が可決されたが、ハラスメント禁止規定にふみこんだものにはなっていない。国際的には今年創立100年のILOが、6月21日、190番目のILO条約として、労働の世界における暴力とハラスメントを禁止する初の国際労働基準を採択したが、日本の経営者を代表する経団連が理由を付けて棄権したことは周知のとおりである。日本政府は「賛成」したが、「賛成」と国内法の変更を伴う「批准」とは別問題である。今後は衆参両院で採択された付帯決議を実行させ、ハラスメントの包括的な禁止と制裁措置を盛り込んだ法律に改正する運動が、ますます重要になってくる。

当女性労働問題研究会は、2017年9月の総会以降の2年間、新体制への移行期間であり、移行のための準備会が23回開催されてさまざまな検討を行った。新体制を検討するに至った原因は、第1に、財政の悪化、第2に、担い手不足であった。今回の総会をもって、新しい規約をもった新体制での会の活動が始まる。

2020年は、当会が発足して70年目である。新体制の出発に当って、会の歴史を振り返ると、当会は常に変革を繰り返していた。この70年間は、①嶋津千利世氏を中心としたいわば「私的」研究会時代(1950-1979年頃)、②規約を持ち、年2回の会誌発行、公開セミナー開催によって外部への発信をひろげた時期(1980-1992年)への転換、③「雇用平等の最前線」国際セミナー以降の会員増大拡充期(1993-2000年)、④21世紀へ橋渡しに成功して、国連NGO登録等の国際的・国内的動向と連携する転換期、⑤21世紀の進展の中で、会誌年1号発行に縮小して、役員の高負担・支出を抑える対策を講じた時期(2001-2017年)に区分できる。

この間、多数のフェミニズム・ジェンダー関連学会等が創立され、当会はセミナー・会誌の高レベル化をもって対応してきたが、会員漸減、役員疲弊はさけられず、2017年の総会で、ついに、解散をも選択肢にふくんだ新体制への思い切った検討が提案されることとなった。

これらに鑑み、今回の総会で提案する新体制は、思い切った組織改革による役員のスリム化・省エネ化、会員の内部的資源を見直し発掘し、会員フル参加型による予算枠の縮小化を特徴とするといえる。また、貧困化、生産年齢人口の減少、男女の対等な経済権を求める志向の高まりなどから2018年の女性の就業率が50年ぶりに5割を超え、働く女性を支える情報提供へのニーズが一段と高まっている状況も考慮し、新体制準備会は、女性労働に直面する多様な女性労働者当事者と広い意味での関連専門家・研究者が、対等の関係で問題を究明し解決の方策を追求する他団体にはない当会の伝統ある独自性を堅持しつつ、これを生かした「働く女性の参加による働く女性のための女性労働情報研究機能」の強化を視野に入れ、次の活動方針を提案する。

2 常任委員会活動

今年度は新体制になって初めての活動になる。常任委員会(代表・副代表・副代表補佐で構成)で全体の運営・進行管理を的確に把握するとともに、拡大常任委員会(企画編集・総務財政委員を含む)を必要に応じ開催し、スムーズな運営・進行をすすめる。また、必要に応じて企画運営委員補助スタッフと総務財政委員補助スタッフの増員と連携をすすめる。

3 研究会活動の企画と会誌の編集

(1) 女性労働セミナーと研究例会等研究に関するもの。

女性労働セミナー

第35回女性労働セミナーを2020年9月に開催する。内容については、「女性労働者の過労死問題」を中心とする。実行委員会を組織する。

研究例会：会員の研究のなかから時宜に適したものをとりあげて行う。

読者会：『女性労働研究』64号に掲載されたテーマで、編集担当役員関係者と相談の上開催する。

サブ研究会

現行の女性労働年表サブ研、北海道ジェンダー研当会70年を総括し、発展させるサブ研：当

面、当研究会年表(70年分)、40号以降、64号までの総目次を作成する。
 その他、例えば女性労働者の過労死に関わる問題の掘りおこしサブ研等

4 研究会誌の発行

(1) 研究会誌『女性労働研究』No. 64の発行と販売

引き続き(株)すいれん舎より2020年3月に発行する。販売については、販売促進部を常任委員会内に置く。

会員のなかに複数販売部員を募集する。

可能な限り関連研究会・学会に参加して販売する。

購読会員の会員数を増やし、通信欄等をもうけて短文を掲載する。

(2) 研究会誌『女性労働研究』の編集方針

会員の研究テーマや取り組んでいる問題を把握し、会誌に反映する。ひとりでも多くの会員が登場するように、書評・読書案内などは会員が執筆する。「地域から 会員だより」欄を継続する。

(3) 購読会員の管理と拡大

現在の購読会員リストを作成する。また、拡大キャンペーンを実施する。(購読してくれると思われる団体や組合への宣伝)

5 会の活性化にむけて

(1) 交流の場の活用

総会・セミナー、研究会、読者会等の機会をとらえ、交流をはかる。

ニューズレター(年4回発行)は、女性労働問題に関する情報や会員の多様な専門性を生かした活動紹介など充実をはかる。

メーリングリストなどを通じて、会員相互の情報・交流をすすめる。また、会員名簿を作成する。

女性労働に関する関連団体との連携、会員個人が所属する会等との連携をはかる。

(2) 情報の迅速な発信

HPはサイトの見直しを行う。働く女性たちの労働権を守るための指標となる女性労働関連の情報発信等の充実に努力する。

メーリングリストの整備と活用をすすめる。

(3) 会員増

会の目的(ジェンダー平等、女性解放をめざす、女性労働問題、女性問題の科学的解明する研究など)を多くの研究者や労働者に広め、会員増をすすめる。特に現役世代の会員増を追求する。

(4) 財政について

会の活動の維持と発展及び役員の仕事負担の軽減のために、引きつづき事務委託をすすめる。そのためには財政の安定的な確保は重要な課題である。今後は、情勢を的確にとらえた企画等を工夫し、研究会誌の広報・販路の拡大、セミナーの事業化などをすすめる。また、必要に応じて、寄付などを呼びかけることも検討する。

4. 2019年度役員及び会計監査

(1) 2019年度役員(2019年9月～2020年8月)

代表: 竹信三恵子

副代表(企画編集担当): 伊藤セツ、副代表(企画編集担当) 補佐: 池田資子

副代表(総務財政担当): 小島八重子、副代表(総務財政担当) 補佐: 佐久間由美子

企画編集委員: 首藤若菜、鷺谷徹

補助スタッフ: 小林三津子、鈴木敏子、本間重子、橋本宏子

総務財政委員: 渡井裕子

補助スタッフ: 佐伯芳子、本山文子

(2) 会計監査: 木村敦子 鬼丸朋子

(3) その他 日本学術会議社会政策関連学会協議会 担当 金井郁

5. 会誌の在庫状況 (2019年9月10日現在)

女性労働問題研究会 (女性労働研究)					
40号	7	49号	5	58号	54
41	9	50	4	59	103
42	6	51	21	60	40
43	8	52	7	61	119
44	9	53	12	62	123
45	7	54	13	63	138
46	5	55	17		
47	4	56	148		
48	9	57	21		
	64		248		577
				合計	889
女性労働通信					
45号	25通			各1冊	
46	25		婦人労働問題研究	9号	
47	31				10
48	42				13
55	34		女性労働問題研究	NO.20	
56	9				21
					22
					24
					26
					27
					28
					29
			女性労働研究	NO.31	
					32
					33
					36
					38

6. 監査報告 (2018年度)

【別紙3】

会計監査報告

女性労働問題研究会
代表 石田 好江 様

2018年度会計監査を実施した結果、下記の通り報告します。

1. 監査期間 2018年6月1日～2019年5月31日
2. 実施年月日 2019年8月29日
3. 実施場所 昭和女子大学 学園本部館1階 第2会議室
4. 立会人 運営委員(会計担当) 粕谷 美砂子

5. 監査結果

関係領収書綴、学協会サポートセンター及び毎日学術フォーラムの会計報告書、振込通知書、預金通帳等を確認、監査しました。会計は、明瞭に整備され、適正に実施されていることを確認しました。

付帯意見

1. 収支で見ると、支出が53万円余オーバーしています。その結果、次年度への繰越金が53万円余減少しました。この要因を予算に照らして見ると、会費収入が11万円超、会誌販売収入が7万余円減少しています。支出面では、研究会誌費約6万円、事務委託費約19万弱、研究活動費約7万円が支出超過になっています。事務委託費の支出超過は、2017年度分支払額を含んでいるためです。
2. 以上から、今後の検討課題としては、収入面では、会費及び会誌収入の増加を図ること、支出面では、会誌原稿料等の見直し、セミナー・読者会等における会員の報告に対する謝礼の見直し等が必要かと考えます。

2019年8月29日

会計監査委員 本山 文子
森 ます美



7. 2018年度決算報告

2018年度 一般会計決算報告			
2018. 6. 1～2019. 5. 31			
収入			
項目	予 算	決 算	備考
会費	1,400,000	1,287,000	
会誌販売代金	350,000	278,800	
事業費等	200,000	199,000	セミナー、読者会等
銀行利息	10	5	
寄付金	50,000	53,378	カンパ等
収入小計	2,000,010	1,818,183	
前年度繰入金	2,003,276	2,060,349	
合 計	4,003,286	3,878,532	
支出			
項 目	予 算	決 算	
研究会誌費	920,000	979,600	
印刷費	5,000	0	コピー・用紙、印刷代
会議費	160,000	113,108	各委員会交通費・会場費
通信費	90,000	63,279	郵送代・宅急便代
事務用品費	5,000	2,352	文房具用品
人件費	10,000	5,000	アルバイト賃金（時給1000円）
編集委員会費	60,000	19,716	交通費、翻訳、事務、会場費
事務委託費	450,000	638,466	学協会サポートセンター他
ワグ研地域活動費	40,000	10,000	地域活動、サブ研等
ホームページ関連費	10,000	0	リニューアル手数料、管理費人件費
研究活動費	370,000	439,765	研究例会、セミナー等の費用
新体制準備会	60,000	81,129	
予備費	80,000	0	
支出小計	2,260,000	2,352,415	
次年度繰越金	1,743,286	1,526,117	
合計	4,003,286	3,878,532	

2018年度 特別会計決算報告

(2018.6.1～2019.5.31)

研究会誌特別会計			
収入	支出		
前年度繰越金		2,296,522	
利息		389	
	翌年度繰越金		2,296,911
合計	合計	2,296,911	2,296,911

8. 2019年度一般会計予算

2019年度 一般会計予算			
			2019. 6. 1~2020. 5. 31
収入			(単位：円)
項目	予算	2018年度決算	備考
会費	1,220,000	1,287,000	(8千x143+(5千x41)×0.9
会誌販売代金	350,000	278,800	購読会員108+会誌販売60 @2100×168 (購読者と販売数の増加を見込む)
事業費等	180,000	199,000	セミナー、読者会等
銀行利息	10	5	
寄付金	50,000	53,378	カンパ等
収入小計	1,800,010	1,818,183	
前年度繰越金	1,526,117	2,060,349	
合計	3,326,127	3,878,532	
支出			(単位：円)
項目	予算	2018年度決算	
研究会誌費	920,000	979,600	すいれん舎、500部支払い、原稿料等
印刷費	15,000	0	会員名簿作成・その他(コピー・用紙、印刷代)
会議費	70,000	113,108	各委員会交通費・会場費
通信費	40,000	63,279	郵送代・宅急便代(業務委託分除く)
事務用品費	5,000	2,352	文房具用品
人件費	11,000	5,000	アルバイト賃金(必要な作業依頼10H×@1100円)
編集委員会費	60,000	19,716	交通費、翻訳、事務、会場費
事務委託費	690,000	638,466	毎日学術フォーラム(15か月分)
サブ研地域活動費	40,000	10,000	地域活動、サブ研等
ホームページ関連費	10,000	0	リニューアル手数料、管理費人件費
研究活動費	300,000	439,765	研究例会、読書会・セミナー等の費用(講師謝金・交通費・会場費等)
新体制準備会	10,000	81,129	交通費・会場費*新体制準備会は2019年8月終了
予備費	80,000	0	
支出小計	2,251,000	2,352,415	
次年度繰越金	1,075,127	1,526,117	
合計	3,326,127	3,878,532	
2019年度 特別会計予算			
			2019. 6. 1~2020. 5. 31
研究会誌特別会計			(単位：円)
収入	支出		
前年度繰越金		2,296,911	
利息		0	
	翌年度繰越金		2,296,911
合計	合計	2,296,911	2,296,911

【参考1】女性労働問題研究会規約

第1章 名称および事務局

第1条(名称) この会は、女性労働問題研究会(Society for the Study of Working Women 略称=SSWW)という。

第2条(所在地) この会は、事務局を〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1パレスサイドビル株式会社毎日学術フォーラムにおく。Tel. 03-6267-4550

第2章 目的および活動

第3条(目的) この会は、ジェンダー平等、女性解放をめざし女性労働問題、女性問題を科学的に解明する研究を目的とする。

2. 研究においては、厳存する女性労働の実態に基づいた考察と研究、検証と会員相互の自由でリスペクトのある意見交換を基本とし、ジェンダーの視点と会員の多様性を尊重した活動により、生涯をとおしたエンパワーメントをめざす。

第4条(活動) この会は、次の活動を行なう。

- ① 女性労働セミナー、例会、読者会、サブ研究会などの開催
- ② 研究会誌(年1回)の発行
- ③ その他、目的達成に必要なこと

第3章 会員

第5条(入会) この会の目的に賛同し入会を希望する者は、会員1名の推薦をえて入会申込書を提出し、常任委員会の承認を受ける。

第6条(会員) 会員は、次の権利を有し、会の運営に協力する義務を負う。

- ① 会員は、例会等に出席し発言、報告、研究発表などを行うことができる。
- ② 会員は、「研究会誌」等に論文、評論などを発表することができる。
- ③ 会員は、会費を納入する義務があり、3年以上の未納者は脱会したものとする。

第7条(名誉会員等) この会に、名誉会員をおくことができる。

第4章 機関

第8条(機関の種類) この会に次の機関をおく。

- ① 総会
- ② 常任委員会

第9条(総会) 総会は議決機関であり、次の機能を持つ。

- ① 活動方針の決定
- ② 予算および決算
- ③ 規約の改廃
- ④ 役員等の承認
- ⑤ その他重要事項

2. 総会は、年1回とし、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

3. 議事は、出席会員の過半数の賛成により決議される。

第10条(常任委員会) 常任委員会は、執行機関として次の機能を持つ。

- ① 総会決議事項の推進
- ② 研究会誌の企画・発行
- ③ 企画編集委員と総務財政委員の定数の決定
- ④ その他必要事項の審議決定

2. 常任委員会は、代表、副代表、副代表補佐で構成する。

3. 常任委員会は、拡大常任委員会(企画編集・総務財政委員を含む)を必要に応じて開催する。

4. 常任委員会は、企画編集委員補助スタッフと総務財政委員補助スタッフを必要に応じて委嘱する。委嘱については、常任委員会が推薦し総会の承認を受ける。

第5章 役員

第11条(役員) この会に次の役員をおく。

- ① 代表1名
- ② 副代表2名
- ③ 副代表補佐2名
- ④ 企画編集委員 若干名

⑤ 総務財政委員 若干名

2. 役員は、役員選挙規定にもとづいて選出し総会の承認を受ける。
3. 役員の任期は、2年1期とし再任を妨げない。ただし、連続3期以上の再選は認めない。
4. この会は、会計監査を2名おく。常任委員会の推薦により総会の承認を受ける。

第12条（職務） 役員の職務は次のとおりとする。

- ① 代表は研究会を代表し、活動を統轄する。
- ② 副代表及び副代表補佐は、企画編集担当と総務財政担当とする。
- ③ 企画編集委員は、必要な業務を行う。
- ④ 総務財政委員は、必要な業務を行う。

第6章 会計

第13条（財政） この会の運営は、会費、事業活動、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第14条（会費） 会費は、年間8000円とする。なお、非正規雇用者、学生は5000円とする。

第15条（会計年度） この会の会計年度は、6月1日から5月31日までとする。

（付則）

この規約は2019年度総会から施行する。ただし、役員選挙についてはこの限りではない。

- 1 1983年12月15日総会で決定
- 2 1990年12月15日総会で一部改正
- 3 1994年12月10日総会で一部改正
- 4 1995年12月16日総会で一部改正
- 5 1996年12月14日総会で一部改正
- 6 1998年12月12日総会で一部改正
- 7 2000年8月26日総会で一部改正
- 8 2005年9月10日総会で一部改正
- 9 2007年4月1日臨時総会で一部改正
- 10 2008年8月2日臨時総会で一部改正
- 11 2010年8月28日総会で一部改正
- 12 2013年8月4日総会で一部改正
- 13 2018年9月9日総会で一部改正
- 14 2019年3月21日臨時総会で一部改正

【参考2】役員選挙規定

第1条 役員選挙等、会員の全員投票を行うための選挙管理委員会を設ける。

2. 選挙管理委員は、常任委員会が会員5名を限度として委嘱する。

第2条 役員は改選、原則として毎年半数毎行う。

第3条 改選される役員は、常任委員会が推薦する役員候補者名簿によって、会員全員の信任投票により選出される。

第4条 信任は有効投票総数の過半数を要する。

第5条 この規定に疑義の生じた場合は、常任委員会にはかり検討する。

第6条 この規定の改廃は、常任委員会の議決を必要とする。

- 1 1995年12月16日「運営委員選挙規定」制定
- 2 2005年.9月10日一部改正
- 3 2019年3月21日臨時総会で「役員選挙規定」に改定

第34回女性労働問題セミナー の「アンケート」から

アンケートは32人（会員18人、非会員14人）から寄せられました。

このセミナーを何で知ったとの問いには、チラシとHPで知ったが8人ずつ。SNSが5人で、残りは友人などのお誘いとのことでした。

セミナー全体を通じては、18人が「満足」、13人が「まあ満足」との回答でした。

【感想から】

- 他のセミナーではなかなか聴けないテーマ、内容、講師陣で充実していました。
- 労働時間という切り口で多くの問題が浮かび上がってくる。国・自治体の生み出す非正規、派遣社員、民間委託先（公共事業）での有期雇用者の増加、そして有期であるがため、専門性を高めても収入が上がらない。自分の望む職種には非正規（有期）雇用しかない。年齢の壁など、色々考えさせられた。（非会員）
- 労働現場がいかに閉鎖的で、企業目線で運営されているかが再認識できました。（非会員）
- 「企業ファースト化する日本の女性の労働時間」女性ががんばってしまう理由、男女平等でない風潮など、日々感じることを力強く話してくださることに、心が動きました。「自分で自分を追いつめてしまっているというけれど」、やはり、社会が追いつめているのだとよく分かった。（非会員）
- （講演・報告全体について）非正規労働が拡大し、それへの歯止めがかからない状況が生じていると感じました。これをどう解決するか大きな問題です。
- 会計年度任用職員のもたらすものとAI事務や受付部門を合理化していくものと多分に重なってあらわれてくるのではないかと。反撃する力が弱く不安だ。（非会員）

- 中野麻美さんの「国家戦力としての働き方改革と女性労働」は、現政権のことが冷静、客観的に分析されてよかった。竹信三恵子さんの「企業ファースト化する日本の女性の労働時間」は、女性労働者、キャリアがいかに苦境な状況に置かれているかを知ることができた。山本万里子さんの「教職員の方々の長時間労働は知っていたが、1年単位の變形性労働時間制の導入にはさらに状況を悪化してしてしまうので、署名活動が大切だと思う（非会員）」
- 事例研究を深めて「働き方改革」を女性労働問題研究会から発信できたらと思います。
- 中野先生の講演、働き方改革の本質を明確に示し、女性労働（しいては男性労働）の非人間的働かせ方に進んでいく心配な状況がよくわかりました。

「土居美登さんを偲ぶ」

橋本 宏子

1960年代から一緒に研究会活動をしてきた土居美登さんが、今年6月19日77歳で亡くなりました。

1960年代は職場で労組役員・労組書記の女性が「職場の実態を知らせるために勉強しよう」と研究会に集まりました。毎月、相互に交流したり運動の方向を論議したのですが、土居さんは若くて元気な労組書記でした。1970年共同執筆した『「合理化」と婦人労働者』では金属機械を鈴木史子名で執筆、次は職場の食品労連などを対象に実態を執筆、その後青年法律家協会の事務局で活躍されました。また、『戦後女性労働運動史（1945～1975）』（戦後女性労働運動史研究会編）の年表作成に11人のメンバーの代表編集委員（櫻井絹江・土居美登・橋本宏子）3人の一人として尽力されました。

2000年代に本研究会の運営委員もして長いお付き合いでした。最近お目にかかる機会がなく、ご無沙汰のままのおわかれでした。ちょっとさみしいです。

会員の皆さまへお願いです。

会誌『女性労働問題研究』を広めてください。

すいれん舎が同封の素敵なチラシを作ってくださいました。

学会や勉強会、学習会、講演会などの催し物で配布していただける場合は、ご連絡ください。

【連絡先】すいれん舎まで 電話 03(5259)6060



63号 #Me Tooの先へ

(巻頭) 新しい階級社会と女性労働

(特集1) 働く場のセクハラ：日本の「常識」＝世界の非常識

(特集2) 二〇一八年問題と女性労働



62号 「職業としての介護」を問う グローバル化の陥穽

(巻頭) ローマで働くフィリピン人男性移住家事・介護労働者の職業観とジェンダー

(特集1) 介護における女性労働の行方—グローバル化と揺らぐ準市場

(特集2) 女性活躍推進法と女性労働の実態

★バックナンバーあります。在庫数は、「通信」P10をご覧ください。

『女性労働通信』への投稿大歓迎！！！！

『女性労働通信』は、年4回発行を予定しています。時期は、2020年3月ごろと7月ごろ(セミナー&総会のお知らせなど)を予定しています。会員の皆様が企画する学習会・イベントなど、地域・サブ研のとりくみなど、なんでも構いません。投稿をお待ちしています。